

ふるさとだより

2008年12月

社会福祉法人 聖フランシスコ会

ふるさとの家

〒557-0004 大阪市西成区菟之茶屋3-1-10

Tel 06-6641-8273

Fax 06-6641-8215

[郵便振替 00930-2-50858]

E-mail :

cs.furusato.ne.jp



ふるさとの家を支えてくださる皆様へ

Frルカ

皆様の温かいもてなしとご支援のおかげで、「ふるさとの家」は、毎日のように訪れる沢山の旅人が一服できる「家」になりました。一人で寂しく旅をしている仲間たちにとって、悩みや話を聞いてくれる出会いと憩いの「ふるさと」になっています。

「ふるさとの家」は文字通り「家」ですから、皆さんには気楽に利用していただいています。経費はかかりますが、行政からは一銭の補助金もありません。すべて、「家」を支えてくださる支援者の皆さんから毎年、膨大な金額をいただいております。皆さんを通して、私たちが支えて下さる天の家におられる父に感謝する次第です。

皆さんは、支援を通して、本来天の父である神様から預かっているものを、家のない旅人に「お返ししている」ことになるのです。

12月1日、この「ふるさとの家」をハインイッヒと共に立ち上げたチネカ神父さんが、神様に召されました。兄貴のようだったチネカ神父さんが、先に天の「ふるさと」に帰って、後から来る私たちのために、灯りをともして待っていてくれるに違いありません。いつか私たちも、決して滅びることのない「故郷の家」に帰ることを楽しみにしましょう。再会の時がきたら、きっと大歓迎してくれますよ。そういう希望をもって、新しい年を迎えてください。 小さき兄弟会のルカ



談話室より

マーコ

早いものでもう 12 月になりました。皆さんからの支援で今年も無事活動できたと思う反面、野宿労働者にとってますます厳しくなる社会情勢に無力さを感じずにはられません。

ここ何年間か中国景気でアルミ缶が少しずつ値上がりし、1 キロ 180 円までなりました。仕事が年々減少し、アルミ缶集めする人が増えました。しかし中国バブル崩壊の影響で 9 月ごろより一気に 1 キロ 70~80 円に下がりました。いままでと同じだけ集めても半分以下の収入です。これまでなんとか一日 2000 円集めて、安いドヤにかろうじて泊まれていたのが 1000 円以下になり「食べるだけでせいっぱいや」と再び路上に戻される人の落胆振りは痛々しいかぎりです。その上「業者にアルミの在庫がだぶついているので、まだまだ下がる。へたしたら買い取りせんようになるんちゃうか」という当事者の危惧も無視できない状況です。

そして景気対策のためと国が言い出した「定額給付金」。国民全世帯にどの触れ込みに、野宿労働者も期待し「わしらももらえるか」「一人なんぼや」といち早く話に華を咲かせました。しかし配布方法が通帳振込みや住んでいる所に郵送となると、住民票や住居が持てない野宿労働者やネットカフェなどに寝泊りしているひとはもらえません。結局一番経済的に困っている人のもとには届かずでは選挙のためのバラまきと思わざるを得ません。年収 1800 万円以上の人には辞退してもらわないかという議論より、もっとするべき議論があるはずです。

敬老会 (9 月 17 日)

今年の敬老会は新谷のり子さんの紹介で、はるばる神奈川県の前瀬教会より相澤さんと矢部さんが来てくださいました。矢部さんはフラダンスの綺麗な衣装で登場、踊りながらダンス指導もしてくださり、利用者の方々も座ったままではありましたが一緒にフラダンスを踊っていました。そしてお二人による「お座敷一座」は三味線あり、おしゃべりあり、懐かしい歌ありと本当に楽しいものでした。皆さんの催しにもぜひ！



フラダンス



お座敷一座 (ピンぼけであいすいません)

ともの広場

堤 年弘 (ボランティアスタッフ)

冬到来、地球温暖化は進んでいるようですが、木枯らしが吹きだすころになれば当たり前寒い。季節の区分で11月は秋なのに中旬、早くも最高気温10℃を下回る寒さがやってきた。

その寒さ対策に、この街で野宿を余儀なくされているAさんから「寝袋はないか？」と尋ねられました。コンクリートの地面から伝わってくる冷たさ、そして身を切る吹きさらしに、中に潜り込んで夜を過ごすために。布団は嵩高く持ち運びができ難いので、その点寝袋は便利です。Aさんは夜なかなか熟睡できないと言っていますが、それは寒さばかりではなく、時折、物を投げつけられる身の危険感じたりする不安があるからです。50歳を過ぎ高血圧の持病を抱え、働き口が見つからないのですが、それにも関わらず彼はいつも穏やかに話しかけてくれるのです。

もうすぐ61歳になるBさんはこの9月まで船舶の荷揚げ作業をずっとしていたのですが、これまでの無理がたたり腰痛がひどくなり10月医者に駆け込むと左腰が曲がって働けないと診断されました。「致し方なく、これから生活保護の申請書を出しに行くのだが、長年疎遠になっている兄弟名の漢字がはっきりしないので教えてほしい」と恥ずかしそうに来られました。彼は「体が丈夫で、小倉から大阪に出てきて土方として働き始め、30歳を過ぎたころ収入が倍になるので船の作業に移り、おかげで少しは金を貯めることが出来た。しかし齢を重ねていくうちに体力が衰え、仕事の日数も減らさざるを得ず、溜め込んだお金もどんどん減っていった」と。荷揚げ作業一筋でここまで来られたのですから、漢字の一つや二つ度忘れたとしてもどうってことないと思うのですが。一方、国のえらい首相が最初から覚え違いをしていた漢字を原稿の読み間違いだと堂々と言い訳するのはいただけません。

いま釜ヶ崎に住む多くの人々は迷走して評判の悪い「定額給付金」を不安に感じながら、支払われるのを待っています。「朝日」のアンケート(12月1日)に定額給付金をもらってもうれしくない人が63%もいると載っていました。2兆円の使い道についての答えの多くは、「公平に給付するのではなく、必要なところに使う、貧困に苦しんでいる人々に厚く」と意見しており最も的を獲ていると思われま。待ち望んでいる人に予定の数倍の給付金を出す大英断を麻生政権の最後の仕事にし、一連の無駄遣い、不正を繰り返す公務員(ほんの一握りでしょうが)に対す



る国民の不信感を払拭するためにも、役所もボランティアで住民票のない人にも給付金が手渡すようにしてほしいと考えるのは絵空事でしょうか。

今年の8月、満杯になっていた納骨堂のボックスが増設されました。いま140名がここを故郷として眠っています。時折、仲間だった人が線香をあげに尋ねてきます。この街も年々高齢化しているのですから、新設した60ほどの空きも加速度的に埋まっていくことが容易に予想できるのは悲しいことです。

(写真は今年、増設した(右側に半分)納骨堂です。作業所で木工作業を労働者に指導している穴沢さんに作っていただきました。)

相談室から



森安 健氏(けんじ)

早いものでふるさとの家の相談室に入ってもう半年が過ぎようとしています。入った当初は利用者に受け入れてもらえるのかどうか心配をしていましたが釜ヶ崎の人達の心が寛大なのか、受け入れてもらえるのに時間はあまり掛りませんでした。

問題なのは、相談室での対応でありまして、予想をしていたとおり、野宿をしている人・施設(病院)や寮に入っている人、居宅で生活保護を受けている人など生活状況が様々で、相談内容も生活保護(申請のこと、保護が決定してからの生活のこと等)・借金・医療(体調が悪いがどこの病院に行けばいいのか等々)、様々な問題、があり、そのかたわら衣類申し込み人数も多く、目が回る状態になっています。

相談に来てもらったすべての人にちゃんとした対応が出来ていたらいいのですが、自分の勉強不足・経験不足もあり、ただ単に相談に来てくれた人の愚痴を聞くだけの状態だったり、釜ヶ崎にある施設・団体の紹介・説明だったり、こんなやり方でいいのかと不安になる時もあります。けれども、相談に来ていた人から、「あれから相談に行って話しをしたら何とかなったわ、ありがとう」と言われることもあり、頼りない相談員やのにはほんまに大丈夫やったんやろか?と不思議におもうことが多々あります。

今後は、もっといろいろなことを勉強して(一番苦手なことやけれども・・・)相談に来た人の抱えている問題を少しでもなくしていくことが出来るようにがんばって行きたいと思います。





家族とはなれ40年近く、ここ釜ヶ崎で生きてこられた方が一人は部屋で一人は病院で亡くなりました。すぐに身内の方が引きとりに来られることは珍しいことですがお二人とも遠方から家族が駆けつけてくださいました。

部屋で亡くなったYさんは78歳、九州から出稼ぎに来られ、36年。13歳の時に別れた息子さんとつれあいさんが迎えに来られました。生前のYさんの話を聞きにふるさとの家に立ち寄せられたときに、息子さんが写真をずっと見つめながら「父はタバコを吸っていましたか？缶入りのピースでしたか？」と49歳になられた今も当時お父さんが吸われていたタバコを覚えておられました。アパートの玄関では「本当に父はここに住んでいたのですか？」としぼり出すような声を発し座り込まれました。部屋にはYさんが読んでいた雑誌、芋焼酎がありました。偶然にも息子さんが唯一読む雑誌、好んで飲む芋焼酎でした。「もっと早く会いたかった、一緒に飲みたかった」と封の開いていない芋焼酎を手に泣かれました。つれあいさんは「生真面目な人だったので、帰りづらかったのでしょうか」と言われ、部屋にあった孫の手を見つけ「一人で背中をかいていたのでしょうか。棺に入れてやります。」と持ち帰られました。出稼ぎに出、仕送りができなくなり、帰りづらくなった「ふるさと」にやっと迎えられました。

もう一人、病院で亡くなったTさんは、認知症が進み、なかなかやんちゃな方だったのでヘルパーさん泣かせでした。家族は40年近く離れていたにもかかわらず、お通夜、葬儀、骨上げまで、まるでずっと一緒に暮らしていた家族のように付き添われました。Tさんとそっくりな息子さん二人、その御家族、そして別れたつれあいさん、妹さんが集まれ、穏やかな笑顔で見送られました。長い年月言い尽くせない複雑な思いもたくさんあったと思いますが・・・。

出棺の時、30年以上も前に別れたつれあいさんが近くに来られ「お世話になりました。気にはなっていました、近づけませんでした。」と詫びられました。近づけなかったのは、Tさんになのか、この街になのかと、とても簡単に聞けませんでした。「ここでは、後悔と老いと孤独にさいなまれながら、それでも必死で毎日を過ごされている人がたくさんいます。そんな方々を様々な人や仕組みで支え、時にはこちらが喜びや力をいただくことが多くあります。Tさんを通じて理解くださるとうれしく思います」と伝えました。

亡くなったお二人の方は共に頑固でマイペースなタイプでしたが、息子さんたちが会いたがっていたように、家族に会いたい気持ちを胸の奥深くに押し込んでいたのではという思いがします。残念ながら願いはかないませんでした。家族の暖かさにまた私たちが力をいただいた出来事でした。YさんTさんご冥福をお祈りします。



大阪・難波個室ビデオ店放火事件で犠牲に・・・

去る9月30日に難波の個室ビデオ店放火事件でふるさとの家「ともの広場」利用者Cさんが被害に遭い亡くなりました。

友達の話では「Cさんは朝早くに雑誌集めをして業者に売り、一日600円～1000円ぐらいの収入があった。昼はここへ来てお金を切り詰め、夜中は安いネットカフェに行っていた。月末だけ一緒に（友達5～6人と共に）芝居小屋の荷物の入れ替えの仕事に行き、バイト代ができた時だけ個室ビデオ店に泊まりに行っていた。」

Aさん自身、物静かで控えめでほとんど話をせず、雑誌や新聞を丹念に読んで一日を過ごしていました。衣類などもらいにくるにも遠慮がちでしたが、自分は集めた新聞を仲間のために置いていってくれたりする方でした。

火災の後、ともの広場で友達が集まり「Cさんが亡くなった」と話題にしていました。新聞にもいち早く名前が載ったようです。私たちは信じられず友達に「その日行ったかどうかわからないのでは？」と聞きましたが「前の日バイト代が入って30日夜、ビデオ店の前まで自転車で一緒に行き別れた」ということでした。後日、新聞に顔写真も載り間違いがないことがわかりました。

火をつけた犯人は、いろんな事情を抱え釜ヶ崎で過ごす人達と差ほど変わらないだけにやるせない思いが残ります。Cさんが最後に苦しまなかったことを願いつつ・・・ご冥福をお祈りします。

マーコ

ボランティア紹介



小松原さん

経営されているビューティーサロンの休みの月曜日に散髪に来てくださいます。お客さんを扱うのと同じように時間をかけ丁寧に散髪をしてくださり、利用者は本当の理容店に行っている気分を味わっていると思います。

牛田さん

昨年的一年間ボランティア佐藤さんの紹介で月2回ほど月曜日に散髪に来てくださっています。「わしの順番はあのねーちゃんにあたるかな？」と利用者も楽しみにしています。

丹保（たんぼ）さん

新潟より美容師の研修で大阪に来たときに散髪のボランティアに来ていただきました。最近、大阪に引っ越してこられ、時間が空いたときに散髪に来てくださっています。

浅海さん

家族介護を終えられ、ボランティアに来られました。週2回ほど来てくださりその時々必要なことを手伝っていただいています。釜ヶ崎のいろいろな活動に興味を持たれ、炊き出しなどのボランティアもされています。

いつも「今、この時を」共に支えてくださる方々に感謝しています。



事務室より

☆ 2008 年度会計中間報告 (2008 年 4 月 1 日~2008 年 9 月 30 日)

単位：円

収入の部		支出の部	
寄付金	8,084,228	人件費	6,251,260
受取利息	27,803	活動費	1,465,304
	△642,303	事務費	1,037,770
合計 8,754,334		合計 8,754,334	

★社会福祉法人への寄付金控除について

個人＝寄付金控除、法人＝法人税法上損金算入が出来ます。

1. 寄付をした個人は、確定申告によって次の限度内で所得税法上の寄付金控除が受けられます。

〈次のいずれか低い方の金額〉－〈5 千円〉

- イ. その年に支出した寄付金の合計額
- ロ. その年の総所得金額等の 40%相当額

2. 寄付をした法人は、確定申告によって次の限度内で法人税法上損金算入が出来ます。

- 1) 一般損金限度額〈法人税法第 37 条第 3 条第 2 項〉

資本金の金額×2.5/1000×事業年度の月数/12+当該事業年度の所得金×5.0/100×1/2(この限度内であれば、任意団体、NPO 法人への寄付も損金算入されます。)

- 2) 社会福祉法人等に対する寄付金の特別損金限度額〈法人税法第 37 条第 4 項該当〉
- 3) 上記 1) と 2) の限度額は併用する事が出来ます。

* 寄付金控除を受けるための確定申告については「領収書」が必要ですので、大切に保管していただくようにお願いします。



今年も一年が過ぎ去ろうとしています。

皆様にとってはどんな年でしたでしょうか。

社会の恩恵から最も遠いのに社会の負の影響を一番先に受ける釜ヶ崎の人達と共に歩んで下さった皆様に感謝しながらふるさとの家は活動を続けています。

どうぞこれからも息長くご支援くださいますようお願い申し上げます。 会計 藤井

ふるさとの家で必要なもの

- *特に不足しているもの 靴下（男物）・かみそり・ライター・石けん、タオル
- 男性用の衣類(季節のものを) ・肌着（パンツ・シャツ、新品を）
- お菓子（誕生日会に） ●お茶・紅茶、コーヒー・クリーム・砂糖
- ラーメン・特大どんぶり・箸 ●18～20cmの片手鍋（それ以外は使えません）
- 絆創膏（バンドエイド） ●雨具（カッパ・傘）
- 洗剤・歯ブラシ ●使いきりマスク
- 運動靴(スニーカー)、大きいカバン（ボストンバック・リュック）
- 毛布、寝袋（10月～3月の間のみ、きれいなもの、布団は使えません）

注意

※ 食品は賞味期限内のものだけをお願いいたします。

- × 布団、背広、女性衣類、子ども衣類、季節に合っていない衣類、汚れていたり破れていて人に渡せないような衣類は、使えませんのでくれぐれもご注意ください。
その他、保管場所がありませんので、負担になるものはご遠慮ください。

下記の内容は次の団体にお送りください。連帯して活動しています。

三角公園の炊き出しで使うもの

米、調味料（化学調味料を除く）、日持ちのする野菜、乾物など。その他の物は、直接下記へお問い合わせください。

送り先：勝ちとる会

〒557-0003 大阪市西成区天下茶屋2-6-14

Tel 06-6634-8584

Fax 06-6643-8596

☆荷物についてのお願い☆

「日曜・祝日・隔週土曜日」は、ふるさとの家の休みとなっています。宅急便などで荷物をお送りいただく際には、月曜から金曜の午前10時半～午後5時までに届くように、お願いします。